

# 指定管理者募集要項

三田市心道会館

令和3年8月

三田市地域創生部

<目次>

1	三田市心道会館指定管理者募集要項	P 1 ～P10
2	三田市心道会館管理運営仕様書	P11～P18
3	様式	P19～P32
4	三田市心道会館の利用及び収支状況【資料1】	P33～P34
5	三田市心道会館料金設定【資料2】	P35
6	三田市心道会館の設置及び管理に関する条例	別紙添付資料

## 三田市心道会館指定管理者募集要項

三田市では、三田市心道会館の指定管理者を次のとおり募集します。

### 1 施設の概要

- (1) 名称 三田市心道会館
- (2) 所在地 三田市三田町 19 番 33 号
- (3) 設置目的 スポーツ活動を通じて心身の健全な発達を図るとともに市民相互の交流、市民文化の向上及び健康増進に寄与することを目的とする。
- (4) 建物概要
  - ア 竣工 平成 3 年 11 月 30 日
  - イ 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建、延べ床面積：554 m<sup>2</sup>
  - ウ 敷地面積 2,630 m<sup>2</sup>
  - エ 建築面積 320.17 m<sup>2</sup>
- (5) 主要施設
  - ア 第 1 フロアー 剣道場、事務室、男女トイレ、多目的トイレ
  - イ 第 2 フロアー 柔道場、更衣室
  - ウ 駐車場 駐車場(10 台) 無料 さんだ市民センター駐車場との相互利用あり
- (6) 利用者数 令和 2 年度 12,153 人
- (7) その他 既設の目的外使用施設
  - 飲料自動販売機 1 基行政財産目的外使用で団体等に設置場所を貸しています。(指定管理対象外)  
自動販売機には電気メーターを設置していますので、別途電気料金を設置業者に請求していただきます。電気料金は指定管理者の収入となります。

### 2 管理の基準

- (1) 開館時間 9時から21時まで
- (2) 休館日 月曜日(祝休日の場合は翌平日)  
12月28日から翌年の1月4日まで
- (3) 法令等の遵守  
指定管理者は、市の公の施設として管理運営を行うにあたり、本仕様書のほか、以下の法令、条例等の規定および各項目について遵守してください。
  - ア 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)
  - ウ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
  - エ 三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年三田市条例第21号、以下「手続条例」という。)
  - オ 三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年三田

市規則第 18 号)

- カ 三田市心道会館の設置及び管理に関する条例(平成 3 年 12 月 24 日条例第 27 号)(以下「条例」という。)
- キ 三田市心道会館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 3 年 12 月 24 日規則第 20 号)
- ク 三田市情報公開条例(平成 15 年三田市条例第 2 号)
- ケ 三田市個人情報保護条例(平成 12 年三田市条例第 5 号)
- コ 三田市暴力団排除条例(平成 24 年三田市条例第 9 号)
- サ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)
- シ 三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例(平成 30 年三田市条例第 8 号)
- ス 労働関連法令等、その他関連する法令

### 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりです。なお、業務の執行にあたり、当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできません。ただし、事前に書面により本市の承認を受けた場合は、その一部を第三者へ委託することができますが、次の(1)から(3)に係る業務を第三者へ委託することはできません。

- (1) 条例に基づく利用の許可及び不許可並びに利用の取消しに関する業務
- (2) 条例に基づく利用の制限に関する業務
- (3) 条例に基づく利用料の徴収に関する業務
- (4) 次の事業の実施に関する業務
  - ア 施設の案内・利用に関する業務
  - イ 施設の維持管理に関する業務
  - ウ その他必要な管理運営業務
- (5) 物品並びに備品等の維持管理に関する業務
- (6) その他設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

※ 業務内容の詳細は、別紙「三田市心道会館管理運営業務仕様書」に記載しています。

### 4 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間(予定)

※ 指定期間は議決事項であることから、市議会における指定の議決(令和 3 年 12 月予定)を経て、指定管理者として指定を受けた段階で確定します。

※ 指定期間中であっても、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止することがあります。

### 5 利用料金及び指定管理料

- (1) 指定管理者は、条例第 6 条及び第 7 条の規定に基づき施設利用料金及び空調設備使用料金を収受するものとします。
- (2) 条例第 6 条に規定する利用料金は、指定期間中に改定する場合があります。
- (3) 指定管理者が収受する利用料金は、心道会館の管理運営に要する経費に充てることとします。

(4) 市は、心道会館の管理運営に要する経費のうち、利用料金その他の施設運営収入によって賄えないものについて、指定管理料として予算の範囲内で次のとおり負担し、支払います。  
 ア 指定管理料の対象となる経費は次のとおりとし、金額は、指定管理者の候補者となった者（以下「指定候補者」という。）の事業計画、収支予算、利用料金等を基に、市と指定候補者又は指定管理者が協議して決定します。

- ① 人件費
- ② 消耗品費
- ③ 印刷製本費
- ④ 役務費（通信運搬費、手数料）
- ⑤ 保守点検・維持管理経費
- ⑥ 修繕費
- ⑦ 光熱水費
- ⑧ 使用料・賃借料
- ⑨ 備品購入費
- ⑩ 講座・教室等の開催費
- ⑪ その他施設の管理運営に必要な経費

イ 指定管理料の支払は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準として四半期ごとに行うものとし、支払の時期、方法については、別途協定で定めます。

ウ 指定管理料は、指定管理者が通常使用する口座とは別の口座で管理してください。

(5) 指定期間中に支払う指定管理料の上限額は次のとおりとし、指定候補者の事業計画、収支予算、責任分担表等を基に、市と指定候補者又は指定管理者が協議して決定します。

なお、収支予算書における各年度の指定管理料がこの上限額を超えて提案されている場合は、失格とします。

年度	指定管理料の上限額
令和4年度	4,632,000（消費税及び地方消費税を含む）
令和5年度	4,632,000（消費税及び地方消費税を含む）
令和6年度	4,632,000（消費税及び地方消費税を含む）
令和7年度	4,632,000（消費税及び地方消費税を含む）
令和8年度	4,632,000（消費税及び地方消費税を含む）

上記、指定管理料は、税率10%で見込んでいます。

(6) 指定管理者は、市から支払われる指定管理料のほか、施設の利用料金や自ら企画・実施する自主事業の参加料その他の徴収金について、自らの収入とすることができます。

## 6 申請資格

「2 管理の基準」に従い、3の業務を行うことによって、心道会館の管理運営を行うことができ、かつ、管理運営にあたっては、法令及び三田市例規による制約を受け、一定の様式が要求されるとともに、責任、義務等が生じることを了承できる法人その他の団体とします。（個人による申請はできません。）

ただし、当該団体又はその代表者等が次の欠格事項のいずれかに該当する場合は、申請することができません。

<欠格事項>

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合
- (2) 国税又は地方税を滞納している場合
- (3) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者である場合（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者である場合）
- (4) 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている場合
- (5) 本市の市議会議員、その配偶者若しくは同居の親族又はこれらの者が実質的に経営に携わる団体である場合
- (6) 市長又は副市長が法第 142 条に規定する役員等に相当する者である場合
- (7) 三田市暴力団排除条例（平成 24 年三田市条例第 9 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 3 号に規定するこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に該当する場合  
複数の団体による連合体（グループ）を結成して申請をすることは可としますが、次の要件を全て満たす必要があります。

<グループ申請の要件>

- (1) グループを構成する全ての団体が上記欠格事項に該当しないこと。
- (2) グループは 2 以上の団体（個人は不可）で結成をすること。また、グループにより申請する場合は、グループの名称を設定し、必ず代表となる団体（以下「代表団体」という。）を選定して、代表団体が諸手続きを行うこと。
- (3) 申請書類提出後、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めない。
- (4) 団体は 2 以上のグループの構成団体となることができない。また、グループの構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

## 7 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式 1）
- (2) 指定管理者指定申請に係る誓約書（様式 2）
- (3) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの（法人以外の団体にあつては、会則等の写し）
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本及び印鑑証明書（いずれも申請日前 3 か月以内に発行されたもの）
- (5) 法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し及び印鑑証明書（申請日前 3 か月以内に発行されたもの）
- (6) 納税証明書（直近の証明可能な年次のもの）
  - ① 国税：税務署が発行するもので、法人の場合は、法人税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明、法人以外の団体は、代表者の申告所得税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明
  - ② 三田市税：市が発行する三田市税に係る納税証明で、三田市内に本社または営業所等を有する法人の場合は法人及び代表者のもの、法人以外の団体の場合は代表者のもの。（非課税で納税証明がない場合は、非課税証明）
- (7) 団体の概要（様式は任意ですが、①沿革、②事業概要、③代表者及び役員の構成及び氏名、④事業実績、⑤直近 3 事業年度の経営・財務の状況が分かるもの

- (8) 心道会館の管理に係る事業計画書（様式3）及びその概要版
- (9) 心道会館の管理に係る年度計画書（様式4）
- (10) 心道会館の管理に係る収支予算書（様式5）
- (11) グループ申請の場合：グループ構成員届出書（様式6）、委任状（グループ代表者の指定）（様式7）
- (12) 業務提案のうち課題にかかる提案書（様式8）「8 業務提案」参照

## 8 業務提案

指定候補者による積極的な業務改善・サービス拡充に関する具体的な提案を求めます。下記課題にかかる提案内容を提案書（様式8）により提出してください。なお、提案内容については加点評価の対象となります。

- (1) 課題にかかる提案  
平日の利用促進方法

## 9 現地説明会の開催

次のとおり、施設の現地説明会を開催します。参加を希望する場合は、「現地説明会参加申込書（様式9）」に必要事項を記入し、郵送、FAX、電子メールのいずれかで、「17 問い合わせ・提出先」に8月13日（金）正午までにお申込みください。参加人数は、各団体2名以内とします。

- (1) 日時 令和3年8月20日（金）14時から
- (2) 会場 心道会館

## 10 質疑の受付

申請の検討にあたっての疑義を解消するとともに、申請者間の公平性を確保するため、次のとおり質疑を受け付けます。

- (1) 質疑ができる者  
指定管理者の応募資格を満たしている者

- (2) 質疑の提出方法

「募集要項の内容等に関する質問票」（様式10）に質疑の要旨を簡潔に記入し、「17 問い合わせ・提出先」まで電子メール、FAX又は持参により提出してください。電話その他口頭による問い合わせには一切応じません。

- (3) 質疑受付期間

令和3年8月20日（金）から令和3年8月25日（水）まで（持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時30分まで）

- (4) 質疑に対する回答について

質疑に対する回答は、令和3年8月27日（金）17時から市ホームページ（<http://www.city.sanda.lg.jp/>）で公表します。（個別の連絡・回答は行いません）

## 11 申請書類の提出期間、提出方法等

- (1) 提出期間

令和3年8月31日（火）から令和3年9月9日（木）まで（受付時間は、土曜日、日曜日

及び祝日を除く 9時から 17時 30分まで)

(2) 提出方法

「17 問い合わせ・提出先」に必ず持参により提出してください。郵送等他の方法では受け付けません。

(3) 部数

正本 1部、副本(コピー) 8部

## 1.2 選定方法

(1) 資格審査

申請書等の提出後、当該申請者の申請資格について、書類審査を行います。

(2) 選定

申請資格を有すると認められた申請者のうち、「1.3 選定基準」に照らし、最も適切と認められる団体を指定候補者として選定します。なお、指定候補者の選定にあたっては、選定を公平かつ適正に行う観点から、別に設置する選定委員会の審査(令和3年9月中旬～9月下旬予定)を経ることとします。

(3) その他

- ① 資格審査又は選定にあたり、申請者に対してヒアリングを行い、又は新たな書類の提出を求めることがあります。
- ② 審査の結果、適切と認められる団体がない場合は、該当なしとする場合があります。

## 1.3 選定基準

(1) 基本的な方向性

手続条例第4条による次の基準に基づき、公平かつ適正に審査し、選考します。

- ① 事業計画書による心道会館の運営が、市民の利用に関し不当に差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- ② 事業計画書の内容が心道会館の効用を最大限に発揮させるとともに、心道会館の効率的な管理が図られるものであること。
- ③ 事業計画書による管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④ ①～③に掲げるもののほか、指定施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(2) 選定方法

ア 選定は、評価表(別表)に基づき5名の選定委員会が評価します。

イ 評価は、絶対評価(一部相対評価)とし、提案内容を点数化します。

ウ 評価の採点は、書類審査とプレゼンテーション・ヒアリング審査で行います。ただし、応募者が多数の場合(5者以上)には、書類審査で上位5者に絞り込み、その後当該団体でプレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。

エ 指定候補者の選定については、各委員の採点の合計点(満点500点)を基に、選定委員会で協議して最適者を選定します。ただし、すべての応募者が300点未満の場合は最適者はなしとし、手続条例第5条に基づき、別途指定候補者を選定するものとします。なお、委員に欠席のある場合は、出席委員の配点合計の6割未満を基準とします。



### (3) 評価における配点

ア 評価における配点は次表のとおりとします。

区 分	配点
管理運営についての基本方針	10
事業能力	30
管理能力	30
経費	10
提案事項	20
合計	100

イ アの区分ごとに細分化した評価項目を設け、それぞれ5段階評価とします。なお、経費についての評価は、提案額を他者と比較して採点しますが、対象が1団体の場合は「5 利用料金及び指定管理料」の上限額内で提案ができていることを評価し満点(10点)とします。

#### 1.4 選定結果の通知

指定候補者の選定後、その結果を速やかに申請者に文書で通知します。(令和3年10月下旬頃)

#### 1.5 指定管理者の指定

指定候補者は、市議会の議決(令和3年12月予定)を経て、指定管理者として指定します。

#### 1.6 協定

本市と指定候補者は細目について協議を行い、必要に応じて仮協定を締結します。(令和4年1月下旬頃予定)

また、指定の議決後、正式に基本協定を締結します。(令和4年3月末)

基本協定に定める事項は、次のとおりです。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (5) 心道会館の管理の業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- (6) 心道会館の管理の業務に関し取得し、又は作成した文書の取扱いに関する事項
- (7) 心道会館の物品の所有権の帰属に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

なお、仮協定又は基本協定締結にあたり、暴力団排除条例第6条第2項第1号及び手続条例第7条の2の規定に基づき、暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

令和4年度の指定管理料の額及びその支払方法に関する事項について定める年度協定は令和4年4月1日付で締結します。

## 1 7 問い合わせ・提出先

〒669-1595 三田市三輪2丁目2番1号

三田市地域創生部市民協働室文化スポーツ課（本庁舎4階）

・電話 : 079-559-5022

・FAX : 079-563-7776

・電子メール : bunkasports@city.sanda.lg.jp

## 1 8 その他

- (1) 提出された書類等は、一切返却しません。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微な誤記の訂正を除く）
- (3) 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 選定委員会の委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。
- (5) 提出された書類等は、三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）に規定する公文書に該当し、公開請求の対象となります（非公開とすべき箇所を除く）。また、申請があった事実、提出された事業計画書及び選定の結果については、同条例第29条の規定により公表することがあります。
- (6) 申請に関して必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- (7) 申請にあたって市に開示したノウハウ等に関しては、申請者が指定管理者となった後に市が当該ノウハウ等の提供を受ける場合を除き、一切対価等を支払いません。
- (8) 指定期間開始前および指定期間終了後の引継業務にかかる費用は、指定管理者の負担とします。
- (9) 心道会館の指定管理者としての事業は、法人税等の課税対象となる場合があります。